

## 市町村役場等を退職される際には、 年金に関する手続きが必要かご確認ください！

### ● 年金受給権が **ない** 方

退職後、**年金待機者**になります。

最後に所属した共済組合の年金待機者となります。  
「年金請求書」は、支給開始年齢に到達する約3ヵ月前にご自宅へ送付されます。  
なお、氏名や住所が変わったときは、共済組合に対して手続きが必要です。(6ページ下部参照)

### ● 年金受給権が **ある** 方

現在、年金を受給している

いいえ

**年金の請求を行っていない方**

「年金請求書」の提出が必要です。共済組合から送付している請求書に記入し、必要書類を添付のうえご提出ください。(請求書の受付後、支給まで最低でも3～4ヵ月を要します。)

はい

退職されたことが所属所から報告されましたら、年金の停止解除及び額改定が行われます。

- ① 在職停止を解除します。
- ② 直近の在職定時改定から退職日までの期間を年金額に反映し、改定します。

※ 65歳以上の場合は、退職等年金給付の手続きが必要となることがあります。(7ページ参照)

◇ 65歳未満の方で、退職時において組合員期間(共済期間のみ)が44年以上ある場合は、「長期在職者特例」に該当し、定額部分(※1)及び加給年金額(※2)が加算されますので、手続きが必要です。(必要書類は該当の方に対して共済組合から別途ご案内します。)

(※1) 組合員期間に係る基礎年金相当額(65歳到達時に加算はなくなります。)

(※2) 組合員によって生計を維持している65歳未満の配偶者又は18歳未満の子、障害があつて20歳未満の子がいる場合に加算(ただし、支給停止要件あり)

※引き続き厚生年金の被保険者の資格を取得(社会保険・共済に加入)したときは、長期在職者特例に該当しません。



## 厚生年金に加入した場合は、年金の一部又は全部が停止となります。

年金受給者が厚生年金保険の被保険者となった場合は、下表のとおり年金の一部又は全部が停止となります。

加入する年金制度	停止の有無	停止となる年金
国民年金・年金加入無し（自営業を含む）	無	無
第1号厚生年金（民間サラリーマン等）	有	老齢厚生年金
第2号厚生年金（国家公務員等）	有	老齢厚生年金 退職共済年金（経過的職域加算額） 退職等年金給付
第3号厚生年金（地方公務員等）	有	老齢厚生年金 退職共済年金（経過的職域加算額） 退職等年金給付
第4号厚生年金（私立学校教職員等）	有	老齢厚生年金
国会・地方議会議員	有	老齢厚生年金

※第2号厚生年金又は第3号厚生年金に加入した場合は、老齢厚生年金に加え、退職共済年金（経過的職域加算額）及び退職等年金給付が全額支給停止となります。

※ご自身がどの年金制度の被保険者に該当するかは、勤務先の人事担当課にご確認ください。

停止額は以下の計算式によって算出されます。

$$\text{支給停止年額} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 50 \text{万円}) \div 2 \times 12$$

**総報酬月額相当額**：過去一年間に支給された期末勤勉手当等（ボーナス）の額を12月で割った額＋標準報酬月額

**基本月額**：老齢厚生年金額（加給年金・経過的加算などを除く）を12で割った額

※停止基準額の「50万円」は令和6年度の額。

### ご注意ください！

ご自身に「加入する年金制度が変わった」という自覚がなくても、雇用形態の変更等の事情により、思いがけず加入する年金制度が変わる場合があります。

共済組合に加入することとなった際には「退職共済年金（経過的職域加算額）」が全額支給停止になる等、年金の受給額に大きな影響がありますので、雇用形態が変更となる場合（契約更新時や任期の延長時等）は「どの年金制度に加入するのか」を、あらかじめ人事担当課にご確認ください。

## 退職後に氏名・住所等を変更したら手続きを

市町村役場等を退職された後に住所又は氏名を変更された場合は、共済組合へご連絡いただき、所定のお手続きをお願いします。

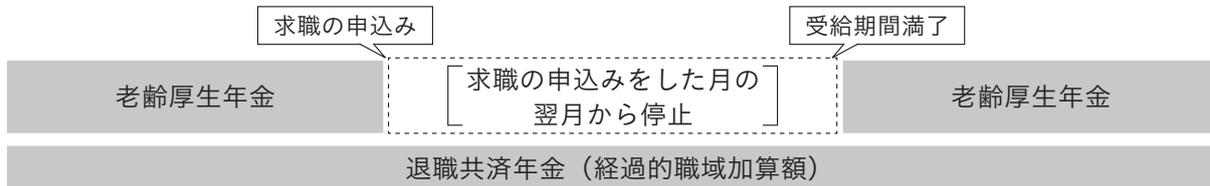
**この手続きを行っていただかないと、年金請求書類等がお手元に届かない**ことがありますので、ご注意ください。

# 雇用保険の給付を受けると年金が止まる場合があります！

## ①失業給付との併給調整

65歳未満の受給者の方が失業給付（雇用保険法による基本手当）を受けるためにハローワークで求職の申込みをしたときは、失業給付の額にかかわらず、老齢厚生年金が求職申込月の翌月から全額支給停止されます。

※退職共済年金（経過職域加算額）については、停止されません。



## ②高年齢雇用継続給付金との併給調整

65歳未満の受給者の方が、在職中（厚生年金加入中）に雇用保険法の高年齢雇用継続給付金を受けているときは、在職中の標準報酬月額による一部支給停止に加えて、高年齢雇用継続給付金との調整により、標準報酬月額の約6%に相当する額の老齢厚生年金が支給停止されます。

※退職共済年金（経過職域加算額）については、停止されません。

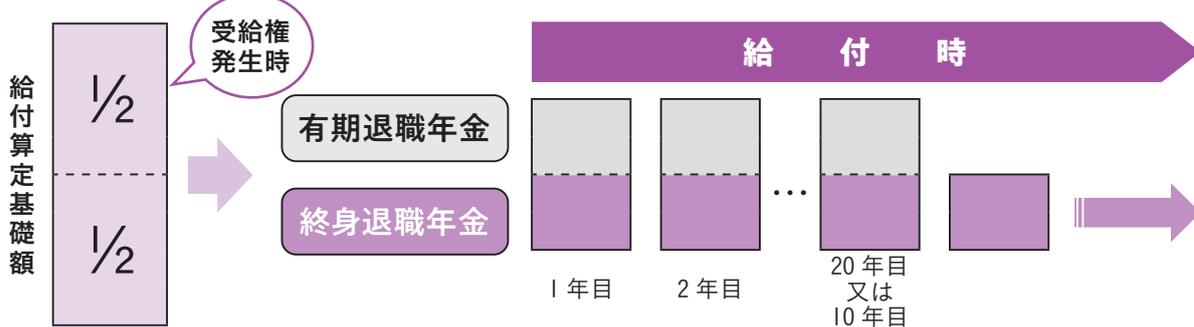
※65歳以降に受ける老齢厚生年金は、①②の調整はありません。

# 65歳到達後に退職される方には 退職等年金給付の支給が始まります。

## ◆支給要件

- ・平成27年10月1日以降の組合員期間がある。
- ・平成27年10月1日をまたいで引き続き組合員期間を1年以上有する。

## ◆給付のイメージ



(注) 給付算定基礎額の1/2ずつがそれぞれ「終身退職年金」と「有期退職年金」に充てられます。  
なお、「有期退職年金」は、一時金としての受給も可能です。

## ◆手続きについて

下記①又は②の、どちらかの請求書を退職時に所属所を通じて共済組合に提出ください。

- ① 65歳到達時に公務員在職中であった方 ➡ 退職年金決定請求書（退職等年金給付用）
- ② 退職等年金給付の受給開始後、再任用により全額支給停止となっていた方 ➡ 退職年金 退職改定請求書（退職等年金給付用）

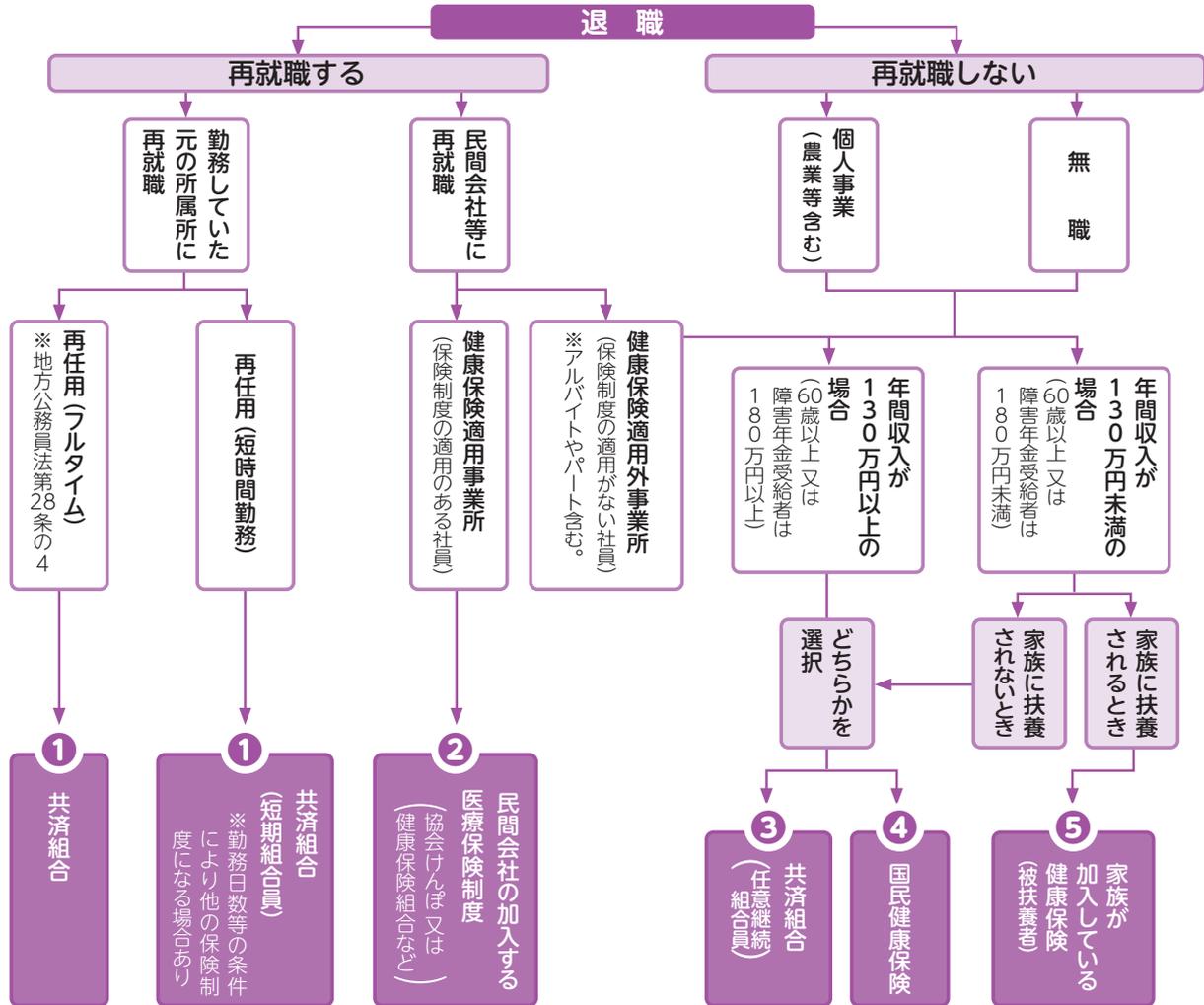
※令和7年4月、5月、6月に65歳に到達される方で「退職年金決定請求書」をご提出されていない方は、本組合から請求書を送付しますので、年金課までお問い合わせください。



## 退職後の医療保険制度について

退職後も医療保険制度に継続加入又は切り替えを行わなければなりません。(後期高齢者医療制度に該当する場合を除く)

### ● 退職後に加入する健康保険制度 (チャート)



#### 1 共済組合の組合員になる

フルタイムの再任用(地方公務員法第28条の7適用)の場合は、引き続き共済組合の組合員となります。  
また、短時間勤務での再任用の場合は、短期組合員として共済組合の組合員となることとなります。  
※勤務日数等の任用条件により他の保険制度になる場合があります。  
加入する制度については、勤務先にご確認ください。

#### 2 再就職先(民間)の健康保険に加入する

退職後、社会保険等の適用事業所に引き続き再就職する場合には、短時間のパートなどを除き、再就職先で適用される健康保険(協会けんぽ、健保組合)に加入することとなります。

#### 3 本組合の任意継続組合員になる場合

p.9の「退職後の医療(任意継続組合員制度について)」をご覧ください。

#### 4 国民健康保険に加入する

市町村の健康保険制度であり、市町村により保険料(税)の算定率等が異なります。  
保険料(税)は、「所得割」、「資産割」、「加入者の人数割」及び「世帯毎の均等割」の積算により算定されます。  
加入手続き等詳しくは、お住まいの自治体の国民健康保険担当課にお尋ねください。

#### 5 家族が加入している健康保険の被扶養者になる

退職後、収入が年収ベースで130万円未満(60歳以上又は障害年金受給者は180万円未満)の場合で、かつ、家族の収入により生計を維持する場合は、その家族の加入している健康保険の被扶養者となれる場合があります。  
認定基準等は、各健康保険により異なりますので、事前に認定要件を満たすか確認してください。

# 退職後の医療（任意継続組合員制度）

## 任意継続組合員制度について

・任意継続組合員制度とは、下記の要件を満たしていれば、退職後最長2年間は在職中と同様に病気やケガについて共済組合の医療給付を受けられる制度です。

- ① 退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方
- ② 退職の日から20日以内に共済組合へ申し出と任意継続掛金を納めた方

※任意継続組合員になると、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金は支給されません。また、任意継続組合員の資格を取得した後に新たに発生する傷病手当金、出産手当金も支給されません。

## 任意継続掛金の算出方法

※令和7年度の掛金率は現時点で未定です

・任意継続掛金は、掛金の標準となる額×掛金率で決まります。掛金の標準となる額は次のいずれか低い額となります。所属所の共済事務担当課で仮計算ができます。

- ① 退職時の標準報酬月額
- ② 奈良県市町村職員共済組合全員の前年度9月30日における平均標準報酬月額（令和7年度は340,000円）

掛金の種類	掛金率※
短期掛金	111.76 / 1000
介護掛金	15.72 / 1000 (40歳以上65歳未満の方が徴収)

※この掛金率は令和6年度のもので1ヵ月分の掛金額を算出します。(令和7年度変更の可能性あり)  
※所属所の共済事務担当課で仮計算ができます。  
(任意継続組合員は負担金も含む掛金のため、現職時の約2倍の金額になります。)

## 任意継続掛金の納付方法

- ・掛金は、共済組合から送付する振込依頼書で納付していただきます。納付方法は、原則、年払いと半年払いです。なお、初回掛金は振込依頼書に記載の日までにお振込みください。

## 任意継続組合員の資格喪失

- ・任意継続組合員が次のいずれかに該当するときは、その翌日（⑤⑥に該当の時は、その日）から、その資格を喪失します。共済組合へ申し出が必要です。
  - ① 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき
  - ② 死亡したとき
  - ③ 任意継続掛金を期日までに払い込まなかったとき
  - ④ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出て、その申し出が受理された月の末日が到来したとき
  - ⑤ 他の医療保険の被保険者となったとき
  - ⑥ 後期高齢者医療の被保険者となったとき

## 組合員の退職による国民年金の種別変更手続きについて

組合員（国民年金第2号被保険者）が60歳未満で退職し、再就職されない場合は、国民年金第1号被保険者に種別変更となりますので、居住市町の国民年金の窓口で必ず種別変更の手続きをしてください。

また、60歳未満の被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）がおられる組合員が退職した場合、配偶者は国民年金第1号被保険者に種別変更となりますので、上記組合員と同様に手続きが必要になりますので、ご注意ください。



## 退職しても任意継続組合員になれば 「組合員貯金」に加入できます!

- 組合員貯金の利率は高く、**年利1.1%**（令和7年1月1日現在）です。  
（貯金利率は、金融情勢及び運用状況により適宜見直しを行います。）

退職予定の皆さん、  
退職金を預けることも  
可能です。  
任意継続組合員になる  
際は、組合員貯金へのご  
加入をご検討ください。

### ◆ 在職中に組合員貯金に、「加入している方」又は「加入していない方」が、 退職後に任意継続組合員になり、組合員貯金に加入する場合はこちら…

**A** 貯金に加入している方は  
「**継続加入**」の手続きが必要です。

#### 継続加入手続きについて

退職後20日以内に「任意継続組合員貯金申込書」を本組合に提出してください。（※退職後も引き続き貯金加入を希望される方は、必ず事前に共済事務担当課へお申し出ください。）

**B** 貯金に加入していない方は  
「**新規加入**」の手続きが必要です。

#### 新規加入手続きについて

加入しようとする月の前月27日までに「任意継続組合員貯金申込書」を本組合に提出してください。

(注) 組合員貯金は、預金保険制度における金融機関に該当しないことから、貯金者と共済組合との間にペイオフは適用されません。

### ◆ 組合員貯金を解約される場合はこちら…

在職中に組合員貯金に加入していたが、次のいずれかの場合、組合員貯金の解約手続きが必要です。

- ① 退職後、任意継続組合員にならない場合
- ② 任意継続組合員になるが、組合員貯金を継続しない（解約を希望する）場合

※解約については、必ず事前に共済事務担当課へお申し出くださいますようお願いいたします。

## 組合員貸付をご利用中の方へ

### ～貸付未償還金を「全額償還」していただきます～



貸付未償還残高がある方は、  
**退職手当(退職金)の支給額  
からの控除により全額償還  
してください!**

退職手当(退職金)から貸付未償還額を  
全額控除するにあたり、退職手当(退職  
金)が不足する場合は、未償還残高を別  
途お振込みにより償還していただきます。

※引き続き再任用等により勤務(公務員)を続ける場合でも、退職手当等の支給があれば全額償還していただきます。

※償還される際には、共済事務担当課まで早めに連絡していただき、償還金額等をご確認ください。

※本組合への入金(償還)が退職月の翌月以降になる場合は、1ヵ月単位で経過利息が加算されますのでご注意ください。